

新潟県保険医会 FAXニュース 第77号

新潟県保険医会

〒950-0865

新潟市中央区本馬越2-176

TEL (025)241-8625

FAX (025)241-4959

開所時間 月～金 9:00～17:30

令和4年度診療報酬改定「疑義解釈」について

厚労省事務連絡「疑義解釈資料の送付について」(その7 4/28) より一部抜粋

【電子的保健医療情報活用加算】

(問) 電子資格確認を行った結果、患者の診療情報等が存在しなかった場合は、ただし書の「当該患者に係る診療情報等の取得が困難な場合」に該当すると考えてよいか。

(答) よい。

【短期滞在手術等基本料】

(問) 短期滞在手術等基本料1の「イ 麻酔を伴う手術を行った場合」における「麻酔」とは、具体的には何を指すのか。

(答) L009麻酔管理料(I)及びL010麻酔管理料(II)の対象となる、L002硬膜外麻酔、L004脊髄麻酔、L008マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を指す。

(問) 短期滞在手術等基本料1の施設基準における「短期滞在手術等基本料に係る手術(全身麻酔を伴うものに限る。)が行われる日において、麻酔科医が勤務していること」について、「全身麻酔」とは、具体的には何を指すのか。

(答) L007開放点滴式全身麻酔及びL008マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を指す。

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて

■ 自宅・宿泊療養の重症化リスク患者への電話等診療 更に147点を加算

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その70)(4月28日)

現在、自宅・宿泊療養中の患者に対し、医師が電話や情報通信機器を用いて新型コロナウイルス感染症に係る診療を行った場合、二類感染症患者入院診療加算250点(電話等初再診料・診療報酬上臨時的取扱)を1日につき1回算定できるとされています。

4月28日付事務連絡において、下記期間に、対象医療機関の医師が、重症化リスクの高い自宅・宿泊療養中の患者に新型コロナに係る電話等診療を実施した場合は、さらに147点を算定できるとされました(上記の250点に加えて算定可能)。

【対象期間】 2022年5月1日～2022年7月31日

【対象医療機関】 以下のいずれかに該当する。

- ・保健所等から健康観察に係る委託を受けている。
- ・「診療・検査医療機関」として都道府県から指定され、その旨が公表されている。

【重症化リスクの高い者】 以下のいずれかに該当する。

- ① 65歳以上の者
- ② 40歳以上65歳未満の者のうち、重症化リスク因子(下記※)を複数持つ者
※ワクチン未接種(ワクチン接種が1回のみのも含む)、慢性閉塞性肺疾患、糖尿病、脂質異常症、高血圧症、慢性腎臓病、悪性腫瘍、肥満(BMI30以上)、喫煙、固形臓器移植後の免疫不全
- ③ 妊娠している方

■ 現時点での新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の主な臨時的取扱い(入院外)

点数	臨時的取扱いの概要(算定要件から一部抜粋)
院内トリアージ実施料 300点(1回ごと)	<ul style="list-style-type: none"> 「新型コロナ」「新型コロナ疑い」患者が対象。 必要な感染予防策を講じて診療を実施した場合に算定。 往診時、訪問診療時にも算定可。
二類感染症患者入院 診療加算 外来診療 250点(1回ごと)	<ul style="list-style-type: none"> 「新型コロナ疑い」患者が対象。 県HPに公表された診療・検査医療機関が、診療・検査対応時間内に、必要な感染予防策を講じ外来診療を実施した場合に算定。 院内トリアージ実施料と併算定可能。 算定は2022年7月31日診療分までの予定。
二類感染症患者入院 診療加算 電話等初(再)診料 250点(1日1回)	<ul style="list-style-type: none"> 「自宅・宿泊療養を行っている」患者が対象。 電話や情報通信機器を用いて新型コロナに係る診療を行った場合に算定。
電話等による診療 147点(1日1回)	<ul style="list-style-type: none"> 「保健所等から健康観察に係る委託を受けている」又は「診療・検査医療機関として都道府県から指定・公表されている」医療機関で、重傷者リスクの高い自宅・宿泊療養中の患者(①65歳以上、②40歳～65歳未満の者のうち重症化リスク因子を複数持つ者、③妊娠している者)に対し電話等で新型コロナに係る診療を行った場合に算定。 二類感染症患者入院診療加算250点(電話初(再)診料)と併せて算定可能。 算定は2022年5月1日から2022年7月31日診療分までの予定。
救急医療管理加算1 外来診療 950点(1日1回)	<ul style="list-style-type: none"> 「新型コロナ」患者が対象(「新型コロナ疑い」患者は対象外)。 上記患者について、<u>新型コロナに係る</u>外来診療(往診・訪問診療・電話や情報通信機器を用いた診療を除く)を行った場合に算定。 950点に加え、年齢に応じ乳幼児加算400点(6歳未満)、小児加算200点(6歳～15歳未満)が算定可。
救急医療管理加算1 往診等 2850点(1日1回)	<ul style="list-style-type: none"> 「自宅・宿泊療養を行っている」患者が対象。 上記患者について、<u>新型コロナ関連の</u>往診又は訪問診療を行った場合に算定。(上記の950点とは同一日併算定不可) 同一患家の場合、2人目以降の患者で往診料を算定しない場合でも算定可。 2850点に加え、年齢に応じ乳幼児加算400点(6歳未満)、小児加算200点(6歳～15歳未満)が算定可。

■ 請求コード

区分番号	診療行為名称	点数	請求コード
B001-02	院内トリアージ実施料 (診療報酬上臨時的取扱)	300点	113032950
A999-00	二類感染症患者入院診療加算 (外来診療・診療報酬上臨時的取扱)	250点	113033650
A210-00	二類感染症患者入院診療加算 (電話等初診料・診療報酬上臨時的取扱)	250点	111014170
A210-00	二類感染症患者入院診療加算 (電話等再診料・診療報酬上臨時的取扱)	250点	112024170
B000-00	電話等による診療 (新型コロナウイルス感染症・臨時的取扱)	147点	113044550
A999-00	救急医療管理加算1 (診療報酬上臨時的取扱)(COV・外来診療)	950点	180065850
A999-00	救急医療管理加算1 (診療報酬上臨時的取扱)(COV・往診等)	2,850点	180065650
A999-00	乳幼児加算(救急医療管理加算・臨時的取扱) (外来診療・往診等)	400点	180066170
A999-00	小児加算(救急医療管理加算・臨時的取扱) (外来診療・往診等)	200点	180066270